

令和4年5月

# 上天草市農業委員会会議録

令和4年5月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和4年5月10日  
午前9時30分開会  
上天草市役所・大矢野庁舎 2階庁議室

1. 議事日程

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議事録署名委員の指名について
- 日程第 3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第4号 農用地利用集積計画(案)について
- 日程第 7 議案第5号 非農地通知交付申請について
- 日程第 8 議案第6号 空き家に付属した農地指定申請について
- 日程第 9 報告第1号 農地形状変更届の受理について
- 日程第 10 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 日程第 11 報告第3号 利用権設定合意解約について  
その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。(10名)

会長 西岡 光雄 職務代理者 蓮田 治住 2番 松岡 健二郎 3番 山口 勝喜  
4番 水野 美奈子 5番 木嶋 たか子 6番 磯田 清俊 7番 岩崎 國重  
8番 源 義通 9番 松本 光義

(事務局)

局長 小松野 洋己 主事 塩田 有沙 主事 池林 真斗 会計年度任用職員 山下 久美

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。(1名)

10番 森 和敏

## 1 開 会

事務局（小松野）

ただいまより、令和4年5月上天草市農業委員会を開会いたします。

本日は、10名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をお願いいたします。

## 2 会長挨拶

議長（西岡）

皆さん、おはようございます。

一同

（おはようございます。）

議長（西岡）

本日は5月の定例総会ということで、皆さん方には大変ご多忙の中ではございますけれども、ご出席をいただきまして、ここに開催できますことを厚くお礼を申し上げたいと思います。

また、今月の案件につきましては、今までにない数の多い案件でございますので、どうかひとつ皆さん方、慎重なるご審議をお願いいたしまして、開会いたしますので、よろしくをお願いいたします。

## 3 議事録署名委員の指名について

議長（西岡）

それでは、議事に入ります前に、議事録署名委員の指名を行います。9番、松本委員、2番、松岡委員、よろしくをお願いいたします。

## 4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

それでは議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△番、地目は畑、面積1,070㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.6kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田2,369㎡、畑2,929㎡、合計5,298㎡です。稼働力は1、農機具等は耕運機1です。申請理由は、贈与による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で3分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。当該農地は、申請人自ら耕作予定ということであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、カボチャを耕作予定ということであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（二宮）

議案第1号の1番について、推進委員の二宮が説明します。昨日は現地確認お疲れさまでした。

農地の場所は、□□□港から北のほうに4～500m入ったところで、譲渡人は相続により、17年前に当該農地を取得されましたが、熊本市在住のため、耕作されずに現在に至っております。隣接地の申請人が、今般、譲渡人に相談されて、贈与により取得されるということになりました。今まで荒れ畑となっていたが、今後、カボチャを作付されるということです。以上よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△番△、地目は畑、面積146㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、直線距離で○○○○○から北西の方向、約0.3kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田783㎡、畑6,777㎡、合計7,560㎡です。稼働力は1、農機具等は耕運機1、消毒器1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。自宅の近辺に所在しており、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

申請地は、□□のパチンコ店とコンビニエンスストアの間から200m程度左のほうに入ったところにありまして、譲渡人の方が福岡県在住ということで、家族の方も、今後この土地を管理していくというのが困難ということで、作付されている方を買ってくれないかということ相談しましたけれども、それはできないということで、遠い親戚に当たる今回の申請人の方を買ってください、どうですかということで、それではということで、今回の申請に至ったわけです。

境界線もはっきりしておりましたし、草をちょっと刈り取ればすぐ作付できるということで、今後、タマネギを作られる予定だそうです。以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま2番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおりに承認することに決定いたします。

続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号3番です。議案は同じく2ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□△△番△、地目は田、面積1,757㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約0.6kmの辺りに

位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田2,398㎡、畑4,901.08㎡、合計7,299.08㎡です。稼働力は2、農機具等はトラクター1、耕運機1、マメトラ1、軽トラック1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から徒歩1分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、トウモロコシ、レタスを耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（益田）

推進委員の益田が説明いたします。

この土地は、申請人が兵庫県に住んでいて高齢になったので売りたい、という話で買い手の人に相談があったそうです。この土地は、買い手の父親の代からずっと借りて作っておられるそうです。売り人から買い手の人に買ってくれという相談があって買うようにしたそうです。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま3番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、4番、5番につきましては関連案件でございますので、同時に審議いたしたいと思ひますので、説明をよろしくお願ひいたします。

事務局（池林）

議案第1号の4番と5番は同一案件であるため、まとめて説明いたします。議案は2ページと3ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番△、同じく△△△△番、地目は畑、面積939㎡と697㎡です。申請場所は図面1ページ④、⑤、詳細は8ページから11ページのとおりで、直線距離で○○○○から南の方向、約1.8kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田1万1,940㎡、畑1万3,429㎡、合計2万5,369㎡です。稼働力は3、農機具等はトラクター3、選果機1、軽トラック1、トラック1、冷蔵庫3、消毒器1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要

件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で3分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、菊を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件に支障はないと思われま。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（益田）

はい。推進委員の益田です。

買い手の人は(画面の)ハウスで菊を作っていて、売り手の人は同じ地区の人です。買ってほしいということで相談があって買うようにしたと。この後は、荒地を伐採して、客土をして、平たくしてハウスを建てる予定だそうです。廃土があればよろしくお願ひします、ということです。以上です。

議長（西岡）

どうもありがとうございました。ただいま4番、5番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、6番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号6番です。議案は3ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△△△外2筆、地目は畑3筆、合計面積1,316㎡です。申請場所は図面1ページ⑥、詳細は12～13ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約4kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田9,592㎡、畑2,756㎡、合計1万2,348㎡です。稼働力は1、農機具等はトラクター1、耕運機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。通作距離は自宅から車で10分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、栗、柿、桃を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われま。説明は以上です。

- 議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 7番（岩崎） 議案第1号の6番につきまして、7番の岩崎が説明をいたします。  
譲受人は大矢野町で建設業と農業をしておられます。譲渡人は兵庫県に住んでおられ、実家があるその畑のみ藪になっておりまして、中に家がまだ建っています。それと一緒に買ってもらえないか、という話があったそうで、今回一緒に譲り受けられたとのことでございます。取得後は、ブドウと桃を栽培されるとのことですので、よろしくお願いいたします。
- 議長（西岡） ありがとうございます。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。
- （異議なし の声あり）
- 議長（西岡） ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、7番、事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局（池林） 議案第1号、番号7番です。議案は同じく3ページになります。  
申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積520㎡です。申請場所は図面1ページ⑦、詳細は14～15ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田2,369㎡、畑2,929㎡、合計5,298㎡です。稼働力は1、農機具等は耕運機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。  
続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのこと。通作距離は自宅から車で10分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、カボチャを耕作予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われれます。説明は以上です。
- 議長（西岡） 続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。
- 7番（岩崎） 議案第1号の7番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。  
譲受人は大矢野町で建設業と農業をされておられる方です。今(画面で)見えているのは△△△△の△でございます、重機で作業されて片づければ作れる状態でございます。もう1筆の△△△△の△は整地をされておりました、すぐに作れる状態



です。取得後は、カボチャ、ジャガイモ等を作る予定とのことです。よろしくお願  
いします。

議長（西岡）

ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご異議ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、8番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号8番です。議案は同じく3ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□  
△△△△番△、地目は田、面積1,624㎡です。申請場所は図面1ページ⑧、詳細  
は16～17ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約3.7km  
の辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が田1,691㎡、畑8  
70㎡、合計2,561㎡です。稼働力は2、農機具等は耕運機1です。申請理由は、  
売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要  
件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取  
得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのことです。通作距離は自  
宅から車で5分程度であり、農機具の状況からしても、この要件をクリアしており  
ます。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありま  
せん。地域との調和要件では、米を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への  
支障はないと思われれます。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第1号の8番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

譲受人、譲渡人とも同じ地区の方でございます。譲受人は海運業と農業をされて  
おられます。取得後は、米を作られるとのことでございます。整地はきれいに整備  
をされておりますので、問題はないかと思えます。よろしくお願いたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、皆さん方、ご  
意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

続きまして、9番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号9番です。議案は4ページになります。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□△△△△番地△△外1筆、地目は畑2筆、合計面積230㎡です。申請場所は図面1ページ⑨、詳細は18～19ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約3.9kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積が今回申請分の畑230㎡です。稼働力は1、農機具等はありません。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるとのこと。移住先の近辺に所在しており、現在、農機具等を所有しておりませんが、作物に合った農機具を購入予定とのこと。また、令和3年3月10日に空き家に付属した農地に指定されており、農業委員会の定める下限面積要件が1aに引き下げられているため、下限面積要件はクリアしております。当該農地は、申請人自ら耕作することであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、タマネギを耕作予定のことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われ。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第1号の9番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

譲渡人は、もともと地元の方ですが、現在は熊本市内に住んでおられます。譲受人も熊本市内に住んでおられますが、申請地は空き家に付属する農地として、私と山田委員と立会いをしたところがございます。令和2年3月に指定を受けた場所です。今は、(画面で)ご覧のとおり近所の方が借りて野菜を作っておられます。きれいに整地されておりますし、また、ちょうど正面の白い家が今度附帯する空き家で申請があったところで、もう家は改築中でした。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま9番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、10番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第1号、番号10番です。議案は同じく4ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△△△外1筆、地目は田1筆、畑1筆、合計面積224㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は20～21ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.7kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積は田9,416㎡、畑1,601.91㎡、合計1万1,017.91㎡です。稼働力は3、農機具等はトラクター1、動噴1、草刈機1です。申請理由は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後、全ての農地を利用し、農作業に常時従事されるということです。今回、同時に購入する宅地の近辺に所在しており、農機具の状況からしても、この要件をクリアしております。また、農業委員会の定める下限面積要件40aを上回っており、問題ありません。地域との調和要件では、梅、柿を耕作予定とのことであり、周辺の営農条件への支障はないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

10番について、2番の松岡が説明申し上げます。

昨日の小雨の中に現地確認ご苦労さまでございました。画面を見てのとおり、譲渡人の父が形状変更をしておりますが、今回願末書も提出されております。隣接地とも話もついたということがございますので、どうか慎重審議よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま10番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から説明をお願いいたしますけれども、議案第3号の4番が関連案件ということでございますので、同時審議でよろしいでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、同時に審議いたしますので、併せまして説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第2号、1番と、議案第3号、4番は同一案件であるため、まとめて説明いたします。議案は6ページと9ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□△△△△番外10筆、同じく△△△△番外3筆、地目は畑、面積2,739㎡と1,019㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、⑮、詳細は22～23ページと30～31ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約4.2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は宿泊施設の建設で、事業資金は、土地造成費△△△万△△△△円、建築費△△△△万△△△△円、雑費△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われま。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。なお、所有者から同意が得られなかった隣接農地については、理由書を添付していただいております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は地下浸透枡により集水後、自然排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽にて処理後、ポンプ圧送にて排水することです。造成中の被害防除については、申請地では、現状のグラウンドレベルにて整地工事を行い、雨水勾配を北側の雨水地下浸透枡にて施工し、外周にはコンクリートブロックを2段設置し、隣接地への土砂の流出を防ぐこととします。工事運搬については、道路交通法を遵守し、警備員の配置等を行い、事故を起こさないよう注意し、市道等公共施設に破損等の被害を与えた場合は、施工業者の責任において速やかに対策をすることとします。完成後は、駐車場部分には砂利敷をし、敷地内には芝や植栽等により、粉塵による付近の農業への被害を防止することとします。

また、宿泊施設は、クルーザータイプとコテージタイプの平屋建てを計画しており、周辺の農地に対する日照、通風等の影響を最小限に抑えるよう対処することとします。事前に隣接土地所有者の方々に挨拶をされて事業説明をしており、万一被害が生じた場合には、申請人が責任をもって対処することとします。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第2号の1番につきまして、7番の岩崎が説明をいたします。内容がちょっと多いので、説明が長くなると思います。よろしくお願ひします。

申請地は、令和3年12月に3条申請され、承認されたものでございます。承認され約5か月です。そういうことで、4月の総会が終わった後、地区の代表の方と会長、職務代理人、事務局で協議し、最終的に第4条で申請してもらい、今日の委員会に諮るということになりました。

事業の目的は、申請人は大矢野町で新車・中古車の販売をされておりますが、コロナウイルス感染症などの影響もあり、売上げも減少し、安定収益の道を検討しておられましたと。今回、申請した場所のロケーションを生かし、クルーザータイプ、コテージタイプ、体験農園を併設し、宿泊施設を建設して、地域活性化を行いたいとのことです。

この案件については、理由書が出ております。長い文面ですので、要点をかいつまんで説明します。

宿泊施設の計画書を経産省の事業再構築補助金、令和3年9月に申請し、令和3年の11月に採択されていたとのことでございます。本人と司法書士との詳細な打合せができておらず、農地法の認識、知識不足により、農業委員会には多大な迷惑をおかけしましたと。何とぞ今回申請しましたその他10筆に関しまして、農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可をお願いしますとの内容でした。

なお、地番□□△△△△の△を観光農園として利用するとのことです。また、隣接農地の同意につきましては、12筆は同意が取れておりません。同意が取れていない土地には理由書がつけてあり、農業委員会には迷惑をかけないとの誓約をしております。

もう1点です。議案第3号の4番ですが、この案件は、議案第2号の1番の関連する議案でございます。

譲渡人は、申請人の妻の母親で、申請人が事業をされる場所内にあり、譲渡されたということです。よろしくお祈りします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま議案第2号の1番と議案第3号の4番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

はい、どうぞ。

9番（松本）

すいません。今議題になりましたことにつきまして、異議を申し立てるわけではございませんけれども、反対するわけでもございません。しかし、国に申請された時期と、要するに農業委員会に申請された時期も違いますし、いろんな国の事業の中で合理的に行われたことと思います。間違っていないと思いますけれども、その件につきまして、腑に落ちない、虚偽の申請がしてあるような感じがいたします。ですので、もう一回、事務局にお願いをするわけですが、県、国に対して、我々が考えている内容について、もう一回確認を取っていただいて、その後、また審議されるようにしていただければ幸いですけれども、皆さんどうでしょうか。よろしくお祈りいたします。

議長（西岡） ただいま、委員のほうから意見が出ましたけれども、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。いかがですか。

9番（松本） 何か補足する点があれば、ご意見よろしく申し上げます。

議長（西岡） はい、どうぞ。

3番（山口） 3番の山口ですが、今、松本委員の申されたように、私もそう思います。

議長（西岡） ただいま山口委員のほうも賛同されておられますけれども、皆さん方のご意見、ただいま松本委員の意見を統一見解として、ここでお認めいただけますか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） それでは、ただいまの意見に従いまして、もう一度、できれば来月あたりに再審議をいたしたい、ということによろしかったでしょうか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） ということで、ただいまの案件につきましては、今回は保留ということで、また、できれば来月に再審議をいたしたいということで、皆さん方のご理解をいただきたいと思います。

局長、今の流れ、いいですか。

事務局（小松野） 承知しました。

#### 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議長（西岡） それでは続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請の承認について。1番から、事務局、説明をお願いいたします。

事務局（池林） 議案第3号、番号1番です。議案は8ページになります。

申請人は大矢野町の法人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□□△△番△外6筆、地目は田1筆、畑6筆、合計面積2,593㎡です。申請場所は図面1ページ⑫、詳細は24～25ページのとおりで、直線距離で○○○○○から西の方向、約1.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的

は認定こども園の建設で、事業資金は土地購入費△△△△万円、工事費△億△△△万△△△△円、合計△億△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。なお、所有者から同意が得られなかった隣接農地については理由書を添付していただいております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜枘に集水後、既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、ポンプアップにて既設側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、簡易な造成工事を予定しているため、周辺の農地への被害はないとのこと。完成後もガス、湧水、捨石及び粉塵等による被害はないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

6番（磯田）

6番、磯田が説明いたします。

今回の申請は、保育園の建設ということで、大矢野町の上地区に三つある保育園の中の一つです。現在、□□□のほうにありますけれども、そこは土砂災害特別警戒区域に指定されているということです。保育園自体ももう築43年も経過しているということで、修理等もかなり行っておられるそうですけれども、安心して保育園、園児たちが生活できるような場所、安全な場所への移転ということを前から考えておられて、今回の土地を探されたそうです。ほかにあと2か所ほど考えておられましたけれども、いろいろ条件等折り合いがつかず、ここに決まったというふうにおっしゃっておられます。

保育園ですので、もちろん園舎のほうもかなり面積が要りますけれども、ほかに職員の駐車場だったり、保護者の方の駐車場だったり、かなり面積が要るということで、今画面を見ますと、左側のほうが園舎、高いところが園舎のほうになる建物ということです。右側の下ってきたところ、この辺りが保護者の方の送迎用の駐車場に計画されているということです。

よろしくお願ひしますということでしたので、ご検討をお願いします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま1番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、2番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号2番です。議案は同じく8ページになります。

申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△△番△△△外1筆、地目は畑2筆、合計面積530㎡です。申請場所は図面1ページ⑬、詳細は26～27ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から北西の方向、約2kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建築で、事業資金は、建築費△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。申請理由は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地が譲渡人所有の農地であるため、地区の排水同意のみ確認しております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は溜枡に集水後、既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は、合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、簡易な造成工事を予定しているため、周辺の農地への被害はないとのこと。完成後もガス、湧水、捨石及び粉塵等による被害はないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（山内）

推進委員の山内が3号、2番を説明したいと思います。

譲渡人と申請者は義理の親子で、現在、熊本市に住んでおられます。土地の選定について、妻の両親の老後を見据え、実家に近い土地を二、三か所選定し、検討されましたが、折り合いが合わず、義理の父に相談されたところ、土地を提供してもよいと言われ、申請地は義理の両親の家に近く、決定されたとのこと。

給排水について、生活排水、汚水は合併浄化槽で処理後、既設の側溝に排水とのこと。雨水は溜枡に集水後、既設の側溝に排水とのこと。造成の計画について、ほとんど水平で、簡易な造成しか考えてなく、もし被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対処することです。近傍農地への被害について、日照、耕作等への影響はないとのこと。もし被害が生じた場合は、申請者が責任をもって対処することです。

個人住宅及び通路について、ちょっと（画面では）見えませんが、この車のところをまっすぐ住宅に行く通路ができるわけです。左右に分かれて農地が残りますが、そこは、元々作っておられた人が耕作されるそうです。説明は以上です。



議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、3番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号3番です。議案は8ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△、地目は田、面積685㎡です。申請場所は図面1ページ⑭、詳細は28～29ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南東の方向、約3.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的はレンタカー置場の設置で、事業資金は、土地購入費△△△万△△△△円、工事費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。なお、所有者から同意が得られなかった申請農地については、理由書を添付していただいております。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はないとのことです。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については、十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにするとのことです。完成後も付近の農地への影響はないとのことです。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第3号の3番につきまして、7番、岩崎が説明いたします。

申請地は申請人の所有地、地番△△△△の△のちょうど裏になります。半分ほどはもう埋められておりまして、ここは水田ですので埋め立てをして、申請人の夫が熊本市内で自動車の販売、車検、レンタカー事業をされており、自動車の駐車スペースが狭いため、上天草市に新たに会社を設立し、大矢野の所有地に隣接する土地を譲り受けることができ、そこに駐車場を建設し、所有地の夫の家と合わせて、夫が経営する合同会社に貸して、上天草市で事業拡大を計画されております。また、埋立ての際、隣接する土地の境界はコンクリートの擁壁をするとのことです。区長さんの同意、隣接農地の同意も取れております。よろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、5番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号5番です。議案は9ページになります。

申請人は大矢野町の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中字□□□□△△△△番△、地目は畑、面積140㎡です。申請場所は図面1ページ⑩、詳細は32～33ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南東の方向、約3.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は通路の増設で、事業資金は、土地購入費△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、地区の排水同意のみ確認しております。なお、所有者から同意を得られなかった隣接農地については、理由書を添付していただいております。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は自然排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、周辺農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、違反転用であったため始末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎）

議案第3号の5番につきまして、7番の岩崎が説明いたします。

この議案は議案第1号の8番の水田への進入路として、平成29年、コンクリート舗装をされております。追認案件であり、始末書がついております。よろしくお願ひします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、6番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (池林)

議案第3号、番号6番です。議案は同じく9ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□□△△△番△外1筆、地目は田1筆、畑1筆、合計面積109㎡です。申請場所は図面1ページ⑰、詳細は34～35ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.7kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は車庫の建設で、事業資金は、土地購入費△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はないとのことです。造成中の被害防除については、既に工事が完了しているため、周辺農地への影響はないとのことです。

補足説明といたしまして、違反転用であったため、顛末書を添付していただいております。説明は以上です。

議長 (西岡)

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番 (松岡)

2番の松岡が説明申し上げます。

(画面を)見てのとおり、農地と、それから、車庫の中に里道が走っておりましたが、今回、隣接地の人と、里道は架け替えるということで、区長さんの同意も得ております。顛末書もついていますので、よろしくお願ひします。

議長 (西岡)

ありがとうございました。ただいま6番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長 (西岡)

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、7番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号7番です。議案は同じく9ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町合津字□□△△△△番、地目は田、面積301㎡です。申請場所は図面1ページ⑱、詳細は36～37ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、約8.9kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は土地購入費△△△万円、土地造成費△△△万円、建築費△△△△万△△△△円、合計△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は、隣接道路の下水道へ排水するとのことです。造成中の被害防除については、申請地の南側と西側にL型擁壁を設置し、土砂の流出、堆積、崩壊などを防止するとのことです。完成後も付近の農地への影響はなく、万が一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対応することです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

2番（松岡）

第3号の7番について、2番の松岡が説明申し上げます。

内容につきましては、事務局のとおりでございます。（画面を）見てのとおり、形状変更を無届けでされておりますので、顛末書の追加をお願いしたところでございます。どうかよろしく申し上げます。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま7番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、8番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号8番です。議案は10ページになります。

申請人は天草市の法人です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番△外6筆、地目は田7筆、合計面積1万1,414㎡です。申請場所は図面1ページ⑲、詳細は38～39ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から南の方向、

約14.3kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は太陽光発電設備の設置で、事業資金は、建築費△△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われま  
す。権利の種類は、地上権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地及び申請地からおおむね300m以内に○○○○○○○○○○が存在するため第3種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設水路へ排水し、生活雑排水及び汚水はないとのことです。造成中の被害防除については、土地の造成は最小限にとどめ、土砂の流出等がないようにするとのことです。完成後も近隣農地への影響はなく、万一被害が生じた場合は、申請人が責任を持って対処するとのことです。

補足説明といたしまして、事業面積が3,000㎡を超えているため、今月20日に開催される常設審議委員会にて審議していただく予定です。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本）

9番の松本が、第3号の8番について説明をいたします。

この場所は、前回、太陽光の申請があった隣でございまして、今事務局からありましたように、面積的に一町一反ということがございます。非常に広い土地で、条件的には教良木の一番良いところですけども、非常に困難なのは水路、水がなかなか取り入れることができないということで、水路を取り入れるために、今20cmぐらいの小さいU字溝が150mぐらい埋まっていますけれども、なかなかその水路、川から取れないと。農水のバルブも来てないところがございますので、一応、一番条件的には良いところでございますけれども、隣に太陽光ができました関係上、私たちとも、そういうことでやるということで決まりましたので、農事組合法人で受けていたんですけども、お返しをして、こういうことになったところです。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま8番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。続きまして、9番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号9番です。議案は同じく10ページになります。

申請人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□△△△番、地目は畑、面積248㎡です。申請場所は図面1ページ⑳、詳細は40～41ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1.8kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は個人住宅の建設で、事業資金は、土地購入費△△△万円、建築費△△△△万円、合計△△△△万円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っており、問題ないと思われれます。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接農地所有者の同意及び地区の排水同意を確認しています。給排水計画については、給水は市の上水道を利用し、排水については、雨水は道路側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水は合併浄化槽にて処理後、既設側溝へ排水することです。造成中の被害防除については、造成は行わず現状のまま利用するため、近隣農地に影響はなく、完成後も、付近の農地への影響はないとのこと。また、万一被害が生じた場合は、申請人が責任をもって対処することです。説明は以上です。

議長（西岡）

続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

推進委員（藤川）

推進委員の藤川が、議案第3号の9番について説明いたします。

申請地は、姫戸町の二間戸です。譲渡人と譲受人の父親が友達です。譲受人は、現在松島町のアパートに家族3人で住んでおります。子供が来年小学1年生になるので、地元の姫戸に個人住宅を考えられ、父親に相談して、譲渡人との話合いがまとまったそうです。審議よろしく願います。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま9番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんので、申請どおり承認することに決定いたします。  
続きまして、10番、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第3号、番号10番です。議案は同じく10ページになります。

申請人は姫戸町の個人の方です。申請地の物件表示は、姫戸町二間戸字□□△△△番△、地目は畑、面積366㎡です。申請場所は図面1ページ㉑、詳細は42～43ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約1.8.3kmの辺り

に位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は作業所、資材置場等の設置で、事業資金は、土地購入費△△万円、基礎工事費△△△万△△△△円、建物工事費△△△万△△△△円、合計△△△万△△△△円であり、資金計画では、自己資金等の合計が事業資金を上回っているため、問題ないと思われま。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地と判断します。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意の状況は、隣接する農地がないため、地区の排水同意のみ確認しています。給排水計画については、給水の必要はなく、排水については、雨水は既設側溝へ排水し、生活雑排水及び汚水はありません。造成中の被害防除については、土砂の流出、崩壊については、十分防止対策を取り、周辺地域に被害が及ばないようにすることです。完成後も付近の農地への影響はないとのこと。説明は以上です。

議長（西岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いいたします。

1 番（蓮田）

議案第3号の10番について、席番1番、蓮田が説明します。

この現地は、姫戸町二間戸の□□という地区でございまして、〇〇〇から南西のほうに約110m行ったところ。前日に私と藤川推進委員と、朝8時半頃から確認したところ。譲渡人と譲受人は同じ地区の方で、今度こういうことで買いませんか、という話が出て私が隣だから買いましょう、ということで売買になったそう。ございまして。

現在は、建築とサッシ店をされているんですけど、ちょっと家から離れていますので、隣が入ったということで、本人も将来の利便性もあるんじゃないかと喜んで。工場の残りについては、駐車場で使いたいということ。また、雨水については側溝があり、何ら問題ないかと思われま。私からは以上です。

議長（西岡）

どうもありがとうございました。ただいま10番の説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

ご異議ございませんで、申請どおり承認することに決定いたします。

議案第4号 農用地利用集積計画（案）について

議長（西岡）	<p>議案第4号に入りますけれども、私が議事参与の制限に当たりますので、議案第4号の進行につきましては、蓮田職務代理にお願いいたします。</p> <p>（西岡会長 退室）</p>
職務代理者（蓮田）	<p>私、職務代理が、議案第4号から進行していきたいと思います。</p> <p>議案第4号、農用地利用集積計画（案）について。事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局（塩田）	<p>議案第4号、農用地利用集積計画（案）、貸借権設定について、議案は12ページから15ページになります。</p> <p>今回の農用地利用集積計画は、再設定の計画が4件、新規設定の計画が4件となっております。再設定の計画は、利用目的及び支払い方法は、前回の集積計画から変更はなく、借地設定期間のみ一部変更が行われています。計画内容は、利用権の設定をする人7名、利用権の設定を受ける人4名、利用権設定面積合計1万6,509.98㎡です。</p> <p>内容の詳細につきましては、議案のとおりであり、ここに記載されている計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを事務局にて確認しています。また、番号6番から番号8番の熊本県農業公社を通した利用権設定を行う予定の借り手は、3名とも大矢野町の個人の方であることを申し添えます。説明は以上となります。</p>
職務代理者（蓮田）	<p>議案第4号の農用地利用集積計画について、何かご異議はございませんでしょうか。</p> <p>（異議なし の声あり）</p>
職務代理者（蓮田）	<p>よって、承認いたします。</p> <p>（西岡会長 入室）</p>
	<p>議案第5号 非農地通知交付申請について</p>
議長（西岡）	<p>続いて、議案第5号、非農地通知交付申請について。事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局（池林）	<p>議案第5号の1番について説明します。議案は17ページになります。</p>



申請人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、龍ヶ岳町大道字□□□△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積1,053㎡です。申請場所は図面1ページ㉔、詳細は44～45ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約2.5kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、現況写真のとおり、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため、非農地化はやむを得ないと思われます。説明は以上です。

議長（西岡）

担当委員が今日は欠席でございますので、蓮田職務代理に説明をお願いいたします。

職務代理者（蓮田）

議案第5号の1番について、席番1番、蓮田が説明いたします。  
昨日、行ってきましたが、もう三、四十年たっているような山林になっておりました。私たちが見て、これは早くしてよかったな、という感じで帰ってまいりました。そういうことで、何ら問題ないかと思われます。よろしくをお願いいたします。

議長（西岡）

ただいま、非農地申請の承認について説明がございましたけれども、皆さん方、ご意見、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

それでは、非農地通知交付申請の承認については、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 議案第6号 空き家に付属した農地指定申請について

議長（西岡）

続きまして、議案第6号、空き家に付属した農地指定申請について。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林）

議案第6号、番号1番です。議案は19ページになります。  
申請人は合志市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町中宇□□□△△△番△外1筆、地目は田2筆、合計面積368㎡です。申請場所は図面1ページ㉔、詳細は46～47ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南の方向、約3.3kmの辺りに位置しております。空き家の所在は、大矢野町中△△△△番地で、所有者は申請人本人です。申請地の現況は、写真及び映像のとおり、耕作放棄されている状況ですが、空き家の近くにある農地であり、利便性はよいと考えられます。また、申請地の手前側は現在駐車場及び倉庫として利用されておりますが、

地目が農地のままであるため、現在の所有者に4条申請を行っていただくよう伝えております。説明は以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

7番（岩崎） 議案第6号の1番につきまして、7番、岩崎が説明をいたします。

申請人は、現在合志市に住んでおられます。申請場所は申請人の実家で、空き家になって、もう大分なるそうですけれども、道路を挟んで、今、埋め立ててありますけど、もともと水田で2枚あり、空き家に付属する農地指定の申請をされております。よろしく申し上げます。

議長（西岡） ありがとうございます。ただいま説明が終わりましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もございませんので、議案第6号につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

#### 報告第1号 農地形状変更届の受理について

議長（西岡） 続きまして、報告第1号、農地形状変更届の受理について。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（池林） 報告第1号、番号1番です。議案は20ページになります。

届出人は松島町の個人の方です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□□△△△番△、地目は田、面積1,962㎡です。申請場所は図面1ページ㉔、詳細は48～49ページのとおりで、直線距離で○○○○○から南西の方向、約14.4kmの辺りに位置しております。届出理由は、隣接の道路より地盤が低いため、1.5mほど埋め立てて、果樹等を栽培したいとのことです。現地確認及び事業計画書、地区の排水同意書等の書類を鑑み、問題はないと思われます。報告は以上です。

議長（西岡） それでは、担当委員の説明をお願いいたします。

9番（松本） 報告第1号の1番について説明をいたします。

この現地は、もう山で放置されたような状態だったんですけれども、廃土の関係もありましたし、農地を利用して何かしたいということでございましたので、今、

一応栗とか柿を植えて自家用に使いたいということでございますので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長（西岡） 工事していたところでしょう。

9番（松本） そうです。

議長（西岡） 分かりました。ただいま、報告第1番の説明がありましたけれども、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡） 何もございませんので、報告第1号につきましては報告どおりといたします。

#### 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

議長（西岡） 続きまして、報告第2号。事務局のほうから説明をお願いいたします。

事務局（池林） 報告第2号、番号1番です。議案は21ページになります。

届出人は熊本市の個人の方です。申請地の物件表示は、大矢野町湯島字□□△△△番△外1筆、地目は畑2筆、合計面積697㎡です。申請場所は図面1ページ㊟、詳細は50ページから52ページのとおりで、直線距離で〇〇〇〇〇から西の方向、約1.9kmの辺りに位置しております。届出理由は、相続による所有権の移転です。権利を取得した日は平成28年3月16日です。報告は以上です。

議長（西岡） ありがとうございます。

この相続による所有権移転ですが、最近こうやって、農業委員会で報告しなければならなくなりましたか。

事務局（池林） いいえ、前から報告をしていただく必要はあったんですけど、なかなか報告が上がってこない状況です。

8番（源） 報告する人がいないでしょう。

事務局（池林） 本当は相続をしたときは農業委員会に届け出ないといけない、というふうに法律でなっています。

- 議長（西岡）           しかし、農業委員会には何も権限はないですよ。
- 事務局（池林）           現地確認等も特にはしません。
- 議長（西岡）           それでは、ただいまの報告第2号につきましては報告どおりといたします。
- 報告第3号 利用権設定合意解約について**
- 議長（西岡）           続きまして、報告第3号、利用権設定の合意解約について。事務局のほうから説明をお願いいたします。
- 事務局（塩田）           報告第3号について。農業経営基盤強化促進法の規定により、農用地利用集積計画の作成及び公告を行った貸借契約について、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので、報告いたします。
- まず、議案22ページ、番号1番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△外1筆、登記の地目は田2筆、合計面積は9,253㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方であり、借受人は大矢野町の法人です。設定期間は平成27年1月27日から令和7年1月26日で、合意解約日は令和4年4月11日です。解約理由は、双方合意による解約となります。
- 次に、議案22ページ、番号2番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記の地目は田、面積は2,014㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方であり、借受人は大矢野町の法人です。設定期間は平成30年12月1日から令和10年11月30日で、合意解約日は令和4年4月11日です。解約理由は、双方合意による解約となります。
- 次に、同じく議案の22ページ、番号3番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番外1筆、登記の地目は田2筆、合計面積は2,804㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方であり、借受人は大矢野町の法人です。設定期間は平成25年10月1日から令和5年9月30日で、合意解約日は令和4年4月11日です。解約理由は、双方合意による解約となります。
- 次に、議案23ページ、番号4番です。解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番、登記の地目は畑、面積は4,218㎡です。貸付人は大矢野町の個人の方であり、借受人も大矢野町の個人の方です。設定期間は平成30年12月17日から令和5年12月16日で、合意解約日は令和4年6月30日です。解約理由は、熊本県農業公社を通じた利用権設定を行うため、双方合意により解約となりました。

最後に、議案の23ページ、番号5番及び番号6番は、農地利用円滑化事業により、あまくさ農業協同組合を仲介として、利用権設定を行っていたため、併せて説明いたします。

解約する土地の所在、大矢野町中字□□□、地番△△△△番△外3筆、登記の地目は田3筆、畑1筆、合計面積は4,382㎡です。貸付人は熊本市北区の個人の方であり、借受人は大矢野町の個人の方です。設定期間は平成28年4月10日から令和8年3月31日で、合意解約日は令和4年6月30日です。解約理由は、双方合意により解約となります。説明は以上となります。

議長（西岡）

ありがとうございました。ただいま報告第3号の説明がありましたけれども、皆さん方、ご質問ございませんか。

（異議なし の声あり）

議長（西岡）

何もございませんので、報告第3号につきましては、報告どおりといたします。皆さん方におかれましては、長時間にわたりましてご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。これをもちまして、本日の議事を終了いたしたいと思います。

なお、続きまして事務局のほうからその他で説明がございますのでよろしく願いいたします。

（テープ終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前11時5分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和4年5月10日

上天草市農業委員会 会長

西岡元雄

上天草市農業委員会 委員

松本光義

上天草市農業委員会 委員

松岡健一郎